

はまゆうと桜貝と

海光るわが故里

鵺沼

昭和五十九年一月号
通巻第十八号

鵺沼を語る会



鵠沼の民俗行事

調査 奥田直元

編集 伊藤節堂

(はじめに)

昭和八年に出版された加藤徳右衛門の「現在の藤沢」には、徒事の藤沢町に行なわれた年中行事が事細かに記述されていて、鵠沼に生まれ育ったものには、昔懐しく、他から転入したものには、まことに興味深く読むことができるのである。

ところで、昭和八年といえば今からちょうど五十年前である。その五十年というタイムトンネルを潜って、ひょっこりと地上に姿を

現したとすれば、五十年前の行事は果たしてどのようなに行なわれているであろうか。それが今回のテーマなのである。(注・加藤徳右衛門は鵠沼の人、この時五十八才)

昭和八年当時のやり方		五十八年現在
〇一月		
元日	祝餅を食べ、宮詣りする	する
二日	餅を元日よりも一切れ多く食べる	しない
三日	餅を二日よりも一切れ多く食べる (七草)	しない
六日	晩「七草なつ菜、東唐の鳥が日本の土地に渡らぬうちに、ストン、ストン」と唱え、青菜となつ菜を マナイタ 組	しない
七日	にのせ、台所道具一切を以て叩く それを白かゆに入れ塩味で食べる	しない

十四日	(左義長・どんど・さいと)	三ツ又の生枝に赤、青、白の団子をさし、道祖神の前で門松を焚いた火で焼く	その団子を互に交換して食べる	(まゆ玉さし)	農家でまゆの豊作を祈って堅木の枝に赤白の団子をさし、ひき臼を台にして飾る	(蔵開き・鏡開き)	鏡餅を砕き、汁粉をつくって食べる	(小豆がゆ)	小豆と鏡餅と米とでつくり、砂糖を入れて食べる	(えびす講)
		する	しない	しない	しない	しない	しない	しない	しない	
○二月										
	節分	商家で親せきなどを招き、えびす様を飾って宴を催し、繁昌を祈る	いり豆を榊に入れ、家の四方に向かって「福は内」と大きな声で「鬼は外」と小さい声で三度唱えてまく	自分の年の数だけ拾って食べる	(疫病除け)	節分の日「くさいにおい、やつかがし」といって 柊 ひらふね の小枝に、いわしの頭をさして戸口にさす	午の日 (初午・稻荷講)	午の日に稲荷社別に行なわれ日待宿に集まって酒食をし、娯楽に日をくらす		
		しない	一部	で	する	しない	しない	する		

〇五月	四日	五日	六日	五日	〇七月	七日
端午の節句)	戸鯉のぼりを立てる。初節句の家	、女の子の初節句と同じく赤飯と餅をくばる	菖蒲湯)	日に菖蒲を束ねて屋根に上げて朝をふくませ、乾かぬうちに五日の蒲湯に入れる	風揚げ)	句の近づく四月下旬から揚げる。五、六日は風揚げに熱狂する
	する	一部で	する	湯入れ	は	する
					しない	しない
						七夕祭)
						竹に七色の神でさまざまの形を作

土用	〇八月	十三日	十四日	十五日	十六日
つるし、一夜を過して川にながす	丑の日)	うなぎを食べる。餅類を食べる	(ほうろく灸)	丑の日に龍口寺や鎌倉の延命寺のほうろく灸をうける	(盂蘭盆会)
しない	しない	しない	しない	しない	しない
					物を与える
					十三日夕は戸口にナス、キウリで牛馬の形をつくり、麻乾をたいて仏を迎える
					農家
					では
					する

(盆の歌合戦)	村々の若い女たちは村境に集まり	対立して歌合戦をする。その歌の一	節「盆ぼん、盆のぼた餅すえた、鳥に	やろか、 とんひ 鳶にやろか、鳶もいやよ、	鳥もいやよ、いっそ隣りのいじきた	なしに、くれてやれ、くれてやれ	○九月	十五夜 (お月見)	白団子にとうふと果物など飾り、縁	先に出して月に供える、こどもらが	供物をとったり、庭の木から果物を	とつても咎 とが めない悪習があつた	九日 (節句)	九日、十九日、二十九日を節句といつて
			しない							しない				
農家の休日とした。鵜沼、辻堂は	九日、大庭、羽鳥は九日に休んだ	○十月	十三夜	十月に入つて十三夜の月を祭ること	は十五夜のときと同じである	○十一月	八日	(八日僧) 目ざるや、団子すくいを、上に向け て竿に吊す。これは、二月に天から いただいた種を十一月に返上する意	味と伝えられる			酉の日 (酉の市)	横浜、東京の酉の市に熊手など買う が、近頃、辰巳新地の遊郭内の大鷲	
しない		一部	で	する				しない						

○十二月 二十日 (えびす講)	神社でもこの祭りをするようになった。	する
	正月と同じ催しだが、正月は計画の前途を祝うもの、十二月は収かくを祝うものである	しない
	冬至 (冬至南瓜) この日南瓜を食べると中風にかからぬといつて食べる人が多い	しない

完

(あとがき)

昔の人々は、すべてのものに神の存在を信

じた。神は時には仏であり、人や獣や木や石でもあつた。日や月や星や嵐や大自然そのものでもあつた。神を祀り、神に供え、神と共に食し、共に遊び楽しんだ。これが民俗行事として伝承され今日に至っている。

ところが、太平洋戦争によって人々は、かけがいのない肉親を失ない、家を失ない、財産を失ない、同時に神を信ず心をも失った。

信仰を失った人々にとって、もはや民俗行は存在の意義を失ない、毎年一つ二つと、その姿を消していった。と私は考えるのです。

この度の調査を集計して表に掲げます。

現在も行なわれる	13項目	33%
現在は行なわれない	26項目	67%

(昭和58・12・1 節堂記)

「野呂栄太郎さん」を語る（一）

逸見千鶴子

一九八四年二月十九日は、野呂栄太郎さんがなくなって恰度五十年になります。当地区の旧友会（党派を問わず社会運動犠牲者を顕彰する会）は、三十年、四十年と野呂さんの追悼会をしてきました。来年も勿論なさることになっています。昔、野呂さんを診察したことのある富士先生は、その礼儀正しく、謙虚な人格に大変感心されていて関係の深い私に是非話をせよとの御注文です。前にも申し上げたように、私は家庭の主婦として過し

てきた者なので難しいことは判りません。

私の夫逸見重雄は、京都学連事件以来、無二の親友であり、私は野呂さんの御世話で結婚しました。野呂さんに対する献身ぶりは、昔の同志であつた憲法学者鈴木安蔵氏の「学連事件——精神史回想——」（季刊『現代思想』第三号一九七七（原文は一九七九）年三月青木書店）にかかれています。

「鵜沼の野呂さん」と、多くの人々の心にくちまざまれているこの人はその人生の一番長い年月を当地で過ごしました。ですから第二のふるさとも言ってもよろしいでしょう。鵜沼が生んだ鬼才とほこつてもいいかと思えます。野呂さんを心から敬愛し、誠をつくした人々は有名無名沢山おりますが、当地の島田いし

さん親子、林達夫さんを主としておはなししたいと存じます。人間野呂を皆様にお伝え出来るでしょう。略歴はあとにつけることにいたします。

1、 島田いしさん親子

野呂さんの生涯の中、一番長く生活をともししたのは島田さんの親子でしょう。結核・不具の野呂さんを十年近く下宿させ、親身も及ばない面倒を見た功績は特筆に価します。高木和男著「鵜沼海岸百年の歴史」（昭和五十六年菜根出版）付録「鵜沼時代の野呂さん」島田愛子述に詳しいので御一読をお勧めします。これは旧友会（党派を問わず開放運動に尽

くした人々を顕彰する会）の神奈川県藤沢支部の仕事として会の安江惇さんに逸見が協力して、島田さん親娘及び親戚の人たちと座談会を開きました。その時のテープから当地の新聞人の会員たちが文をつくり、プリントにしました。これを安江さんは野坂さんにおくりました。のちに党の「文化評論」（一九六四年）にも載りました。野坂さんは大変感銘されて次のような手紙を愛子さんに下さりました。

島田愛子様

安江淳様から「鵜沼時代の野呂さん」（プリント）をいただき、それと前后して「文化評論」五月号の随想を拝見しまし

た。御存じのように、私と野呂君とは、古く、深い関係がありながら、個人生活の面では余り彼を知りませんでした。

あなたの思い出によって私の知らない面を聞くことができ、非常になつかしく感じました。慶大生としての彼が私を知ったのは、あなたがたの厄介に彼がなる少し前だったと思います。彼は傑出した理論家であり、革命家ですが、家庭の人として、実に愛すべく尊敬すべき素質をもっていたようです。あなたには随分わがままをいい、面倒をかけたらしいですが、あなたはよく彼の世話をやかれた様子、彼の親友として私は、あなたに心から御礼を申し上げたい気になっています。ほ

んとうにありがとうございました。彼が不滅の著書をのこすことができたのは、確かに、あなたがたの献身的な御援助の賜だといえます。想い出を読んで感動したままをここにしたためました。お母様をはじめ、野呂君を知る御近所のかたにもどうぞよろしくお伝え下さい。

四月二十日

野坂参三

この手紙は、野呂さんの三十周忌（一九六四年）が当公民館で催された時よみあげられました。私は愛ちゃんから借りて写しておいたのです。

島田いしさんは、助産婦で鵜沼のあらゆる

階層の赤ちゃんを大方とりあげた人でした。

ですから大変多忙であつたにも拘らず大喀血して二ヶ月も絶対安静を要した病人の野呂さんをよく看病して回復させたばかりでなく、

同じ病気の父君を北海道から呼びよせることに同意し、親切に看護して最後までつくし、五年七月二十一日なくなられた時も、葬送を手伝いました。普通では出来ることではありません。職業的看護は徹底しており、料理も大変上手で、病人食に工夫をこらしていたようでした。

この息子とも兄とも思つての親身な愛情にめぐまれたからこそ、野呂さんは病軀をおして「太陽」「思想」「改造」「中央」など

に活発な論陣をはることが出来、一方壊滅に

瀕した産業労働調査所の再建に尽力し、同所からの数々の刊行物の編集につとめ、プロレタリア科学研究所創設に参加するなどの七面八臂の活動が出来たのでした。

非合法活動するようになってからも、転々するかくれ家に親娘は出むいて世話をしたようです。愛子さんの結婚費用として貯めていた二百円ほどのお金も野呂さんのために使ってしまったときいています。

これというのも、みな野呂さんの人徳と
いうか、人間的魅力によるものでしょう。

いしさんは、脳溢血を患つて十年ほど病床にありましたが、愛子さんは、医者も感心するほどよく看護しました。愛子さんも卒中となつて五年病みましたが、今では二人とも故

人となり感慨なきをえません。

このように島田さんは女ながらあつばれな俠氣にとむ人でしたが、他人の野呂さんのみならず、郷里から甥姪たちを五人もよんで世話したのでした。

この島田さんをとことんまで世話した御一族がありました。それは神奈川県立第一中学校の校長であられた木村繁二郎氏と令息の東大名誉教授（後に東京女子大学長）木村健二郎氏とその御家族でした。

青森では、木村家は家老の家柄、島田家はその家来筋に当たるときいたことがあります。いしさんは若い時、芸者に売られるところであったといえますから、家庭は大変困窮していたのでしょう。救いの手をのべたのが木村さ

んで、おそらく助産婦の資格をとるにも御世話になったに相違ありません。

鵜沼で開業するに当たり、木村さんは紋服を新調して下さったとのこと。そればかりか、別荘であつた家を贈与されたときいては驚くほかありません。島田さんの病中、一万円のお金を毎月見舞い出しておられたそうです。

基督教信者でおられる木村さん一家の感化でいしさんもクリスチャンになられていました。滅多にない美談だと感銘いたします。

野呂さんのような、すばらしい天才的な学者・革命家に島田さんの親娘が献身したことは、木村御一族の並々ならぬ御厚情に立派に酬いられたのだと思います。

日記をつけていなかったのも、はつきりした日付は判りませんが、野坂御夫妻は、

横浜の選挙応援の後、鵜沼に來られて、今はなくなつて了つた宿屋にとまらりたことがありました。野呂さんのいた下宿をお訪ねになりたかつたのでしよう。

法大出で慶大教授夫人の黒川万千代さんという被爆者で勇敢な夫人闘士の家が柳小路辺にその頃ありました。ここを訪ね、次に島田宅を訪問されました。愛子さんはすっかりあわてちやつて私宅におつれしようとしたのですが、相憎私共は上京して留守でした。

翌日、会いたがつておられたときき、海岸のその宿屋に二人で御訪ねしました。朝の御食事中でしたが、快く会つて下さいました。

大変慰懃でものやわらかな御様子でした。昔の産労の人たちのことをおはなしすると、非常になつかしがつて居られました。

そして、鵜沼は、日ソ友好協会の戸沢鉄彦さん、キューバ関係の堀真琴さん、ベトナム専門の逸見がいるので、国際的な土地故、またきたい、と申されました。

竜子夫人は産労にも時々來られたとかで、逸見は面識がありました。窓から平和の像を見つけられて、その由来を尋ねられましたが、知らないので残念しました。

——つづく——

(昭和58・11・4原稿受付)

神奈川県下外国人遊歩規程測量

三角網図

(国立公文書館所蔵)

- (3) 横浜以外の 8 地区ではこの様な測量は行はれなかったこと。
(4) 測量の結果には外国公使も意外に素直に容認し紛争が収まったこと。

である。

明治十年三月六日太政大臣三条実美より外国公使へも談判の上相当の処分すべき旨の通達、同五月十四日英公使に小田原は規程外の旨云々の応接、等の記録がある。(外交史料館)

『藤沢市史第二巻』(資料編)に『御用留』よりの資料として、安政六年の御達しが記されているが、測量についての記録はない。

『神奈川県史』第 15 巻資料編に若干の記載があるがやはり測点標石に関するものはない。

関連事項として興味のある資料を掲げる。

測量図調整費用 (本図 1 枚関係図 3 枚分)

一金九円拾銭	写図生二十六日分
一金壹円七十二銭	長原図紙九尺二寸
一金六十三銭三厘	写油紙壹丈三尺
一金三円	裏打リン子ル
一金三十銭壹厘	同西ノ内紙七十六枚
一金拾六銭五厘	同美濃紙六十八枚
一金四銭七厘	生麩目方百八十目
一金壹銭六厘	雲母目方五目
一金壹銭五厘	布粘目方拾目
一金三十銭	絵具類
一金貳円貳拾七銭	表具工手間七人分
合計拾七円五拾四銭五厘	

明治十年四月 地理局

最後に当時の測量は実際にどの様にして行っただのか、計算で距離を出しても現地にどの様に標石を埋置したか等不明の点が多々ある。県又は各自自治体で全標石を地元の人々の協力を得て発掘確認して文化財として保存して、解明の手がかりとされることを切望して止まない。

(終)

結んだ直線が途切れていたり、点間距離の数字も判別しないほど欠損している箇所もあるので出来れば原本をと望んでいたところ、その後筆者は幸いにも原本を見つけることが出来た。

「神奈川県下外国人遊歩規程測量三角網図」と題した幅約 60cm 長さ約 2.5m 和紙に画かれ布地で厚く裏打ちされた巻物であって、細線と繊細の文字で書かれた図面は一点の紙魚跡もなく完全な姿で百年余の年月を経たものとはとても思えない、画かれた当時のままをほうふつさせる見事なものである。

写本には調整由来が次の通り朱書されている。

「原図は内務省地理局ニテ製スル所ノ者ニシテ大サ方丈余二過キシモノナレバ展観頗ル便ナラサルニ属セリ因テ今本省ノ命ヲ奉シ縮テ小図トス乃チ原図四分ノ一ヲ取ル耳

明治十年七月 外務八等属 河野雪巖（印）」

三角網図で測点間の距離がわかったので、No.15 の隣切点の位置を確認出来れば全部の標石を探すことは可能となる。No.12 は市外であるのでしばらく置くとして、市内の調査にかかった。No.15 地点を登記簿で調査すると「測点敷地 一坪 官有地」とある。従って、これと同じものを見つければ良いのだが、結果的には土地台帳は役に立たなかった。困難な作業ではあったが、大正 15 年発行の『藤沢町全図』上に、No.15 を中心点とする半径 2896m の円弧上に、一坪らしき地点、石川字南鍛冶山 234 番地を見つけ登記簿で確認（地目は雑種地）して、現地を発掘、二度目の作業で遂に No.14 標石を発見することが出来た。時に昭和 58 年 9 月 4 日であった。この発掘で「神奈川県下外国人遊歩規程測量三角網図」を実証確認することが出来、併せて全測点の位地を割出すことが可能となった。

この測点標石がその後忘れ去られたのは次の理由によるものと思われる。

- (1) この測量は地理寮通常の測量ではなく臨時測量であったこと。
- (2) 測量は県庁より西十里の地点を確認するためのもので、測点は三角点とならなかったこと。

ニ此麓或ハ僻隘ノ村落地形象潟マテ寸分ノ差違無之ニ難申既ニ近頃、神奈川縣於テ取調ノ管下限リ之図面ニ照合候テモ村落ノ位地等不致符号ニモ相見ヘム何レカ実ナリヤハ難判候ヘ共外国公使ハ右酒匂川ハ十里内ナル旨主張ノニ付到底右甲乙図ヲ以外国公使ヘ差示ノニ容易ニ承諾ハ致間敷遂ニ実地ニ付キ論定ノ場合ニ可立到モ難計其ノ節我ニ測量通誤有之候而ハ不体裁ニ付同県下遊歩規程丈ケ縦令実測シ訂正ナルニ面ヲ以談判および度就テハ至急測量ノ儀其ノ筋ヘ御沙汰相成度更ニ此段及上申候也

八年十一月十二日

外務卿 寺 島 宗 則

太政大臣 三 条 実 美 殿

ということで、明治9年2月から測量が開始された。途中経過については、明治九年四月十五日地理頭杉浦譲より外務大少丞御中として、

「神奈川県下外国人遊歩規程直線実測成業迄之経過日数御問合之極致承知候右ハ二十ヶ月ニテ卒業ノ予算ニテ着手致三十余日ニシテ三分ノ一撰点ノ業相終リ是ヨリ測角施業候得ハ先三分ノ一工程□□□ 候何共御□免ノ□も在之趣ニ付經費差繰更ニ施業ノ人員を増加し精々勉勵来ル十二月中ニ本成功可致目途に在之候間此旨御了承願ヒ度此段御願候也」とあり、続いて完成報告が出されている。

「神奈川県下外国人遊歩規程測量成業ニ付上申

神奈川県下外国人遊歩規程測量施業ノ儀明治八年十二月御達及ヒ九年一月二十日九号上申書ヘ同二十九日ノ御指令ニ依リ酒匂川早川及山西村近傍地形測量施業ノ上算等致サセ候処酒匂川東端ニ従前建設之レアル規程標ハ神奈川県庁旗竿ヨリ直径十一里二十七町十二間0尺一寸余リ（即チ四万六千一百六十七メートル）之レアリ又該旗竿ヨリ街道筋ニ係ル十里点ハ神

奈川縣下相模国陶綾郡山西村字吾妻下九百十一番地前ニ相当テリ申候三角網図一葉地形図三葉相添此段上申候也

明治十年二月 八日

内務卿 大久保利通代理

内務少輔 前島 密

右大臣 岩倉具視殿

測量の全貌を解明するには三角網図の発見が急がれた、志村氏の手で縮小写本が発見されたが、痛々しい程紙魚にやられて、測点間を

ハ能ハス是レ外人ノ常ニ不便ヲ感セシ所トス、如何トナレバ西数里ニシテ箱根温泉アリ依ッテ彼等ハ之ヲ十里以内ニ含ム者トシ、時ノ外務卿寺島宗則ニ迫ル、廟議実測ノ上確答スルニ決シ、二月（明治九年）永井義方、袖岡正身、木村世徳等外六名ニ命じ実測ヲナサシム、方法ハ神奈川県庁ノ国旗標竿ヨリ起リ横浜三角測点ニ連結シテ次第ニ併進シ、十里限界タル付近ハ地形図ヲ作り各点標石ヲ埋置シ、十年一月ヲ以テ完成セリ、而シテ十里ノ限点ハ却テ酒匂川以東梅沢付近ニ之ヲ得タリ、茲ニ於テ外人不正ノ暴議ヲ排斥ス、此全費六千三十四円八十銭三厘ナリ」

また外交史料館の資料の中に次の記録がある。

「因ニ云本文神奈川奉行具状中ニ所載酒匂川ハ直径十里外ナル旨ヲ登録スレトモ実測ノ証ナキヲ以テ緯新後モ其ノ遠近ヲ論シ既ニ英国公使ハルリー・エスパークス頻リニ十里以内トシ尚小田原ヲモ規程内ナリトスルノ論説ヲ立洋暦千八百七十四年四月二日皇暦明治七年四月二日付ノ書束ヲ以テ十里ニ充ツルヤ否確認ナシト疑問ス其後応接数回決定スル所ナシ干時明治十年五月東海道工程測量着手已ニ小田原辺迄ヲ実測セシニ酒匂川東岸ニ建テル所ノ遊歩規程道標杭ハ横浜県庁門前ナル諸方里程ノ元杭ヨリ直経十一里二十七町拾貳間余ナリ因テ外務卿寺島宗則ヨリ同年五月十六日パークスニ書束ヲ致シテ其直径ノ実測十里以外ニ及ブ事ヲ照会ス是ヲ以本文ニ云ウ所ノ確説ナルヲ知ルヘシ」

とあるが、実測について次の様な上申書がある。

「神奈川県下外国人遊歩規程実測之儀上申

神奈川県下外国人遊歩規程ノ内西方足柄下郡酒匂川々縁ニ取置有之候標杭同郡小田原駅尾ナル岸川（早川の誤）々縁ヘ致立之儀十月三日甲第二百三十二号ヲ以及上申候処右ハ内務省ヨリ差出候甲乙両図ニ拠レバ酒匂川スラ十里以外ニ相当リ候ニ付即今前出伺ノ趣ハ御詮議申す(ママ)様此程史官第二科於テ当省官員口之申聞之次第モ有之候へとも(ママ)元来右甲乙図トモ近来実地ニ就キ取調タルモノニ無之寛政年中伊能勘解由ナル者取調之申来同図ヲ根拠トシ里程ヲ割入レ候由内務省官員ヨリ承リ申候一体右勘解由取調ノ頃ハ図三里口断口当今ニ比スレハ極メテ乏敷様

維新後の外交裏面史

神奈川県下外国人遊歩規程測量 測点標石

1984. 1

久保尚雄

立石七曲りの北側のがけの上で「第 15 号測点 地理寮」標石を地元の方に見せてもらったのは昭和 57 年 5 月のことであった。藤沢市教育委員会からの委嘱で文化財の予備調査の時のことである。この標石がどういう測量であるのか誰も知らないことがわかり、地理寮に興味をわいて一つ調べてやろうととりかかった。それから 1 年 4 ヶ月多くの方々、特に国土地理院測地部の志村迪吉氏の協力でその全ぼうがわかったので、その要点を以下紹介する。

一辺約 30.5cm 角の石に左の通り陰刻されていて、重いふたがかぶり土中に埋っていた。

これまでに測点標石が見つかったのは、昭和 39 年平塚地区（国土地理院史料館所蔵）から発見されたのと、横浜市戸塚区小雀町二等三角点近くに第 12 号標石があるといわれているが、これまでに解明されたことはなかった。

安政 5 年 6 月 19 日江戸において、井上信濃守と岩瀬肥後守と、米国コンシエルセネラル、タウンゼント・ハリスとの間で日米修好通商条約が締結されたが、その第 7 条に

日本開港の場所において亜米利加人遊歩の規程左の如し

神奈川 六郷川筋を限としその他は各方へ十里・・・

都ての里数は各港の奉行所又は御用所より陸路の程度なり（一里は亜米利加の 4275 ヤルド日本の凡 33 町 48 間 1 尺 2 寸 5 分に当る）・・・

ついで同年 7 月 10 日オランダと、翌 11 日にはロシア、同 18 日には英国と米国と同内容の外国人遊歩規程を締結した。

外国人遊歩規程は横浜の外、下由・箱館・長崎・新潟・兵庫・大坂・
＝港（両津）駐在・江戸にあつた。

大正 4 年の「洋式日本測量野史」に

「安政年間ノ条約ニ由リ外国人遊歩規程ハ横浜ノ周圍十里ヲ以テ限リトセリ、故に相模酒匂川ヲ以テ限リトス 其以西ニハ旅行免状ヲ得サレ

「鵠 沼」 昭和 5 9 年 1 月 号
通卷第 1 8 号

昭和 5 9 年 1 月 1 0 日
編集・発行 鵠沼を語る会

藤沢市鵠沼海岸 2 - 1 0 - 3 4
鵠沼公民館内
電話 3 3 - 2 0 0 1、2 0 0 2